

これまでの委員会でいただいたご質問等への回答について

平成25年 2月 6日
九州電力株式会社

【経営効率化】

管理会計の活用による経営効率化	P 1 ~ 2
指名競争を行っている理由	P 3 ~ 5
資機材調達コスト低減の深掘り	P 6 ~ 8

【人件費】

役員（取締役）数増の理由	P 9 ~ 11
相談役・顧問の原価算入	P12
年収メルクマールにおける補正の考え方	P13 ~ 17

【その他経費】

普及開発関係費の分類を関西電力様に揃えた場合の内訳	P18
普及開発関係費（節電・省エネ、需要抑制関連）の詳細	P19 ~ 23
賃借料見直しのプロセス	P24 ~ 25
役員の社用車利用状況	P26
研究費における原子力関連、再生可能エネルギー関連の内訳	P27
原子力関連委託費の内訳	P28
電力中央研究所様の人件費・役員報酬等の水準	P29

【修繕費】

火力・原子力発電修繕費の経年推移	P30
修繕費・帳簿原価の経年推移	P31
災害復旧修繕費の原価織込み額と実績	P32

【スマートメーター関連費用】

スマートメーターの原価織込みの考え方	P33
一体型スマートメーターとユニットメーターのコスト比較	P34

【設備投資関連費用】

夏季の年間最大電力に対する供給予備率	P35
原子力安全対策における免震重要棟の工事概要	P36
レートベース不算入項目の前回改定時の扱い及びレートベースに算入している P R 施設	P37

【費用の配賦・レートメイク】

従量電灯 B における段階別使用量ごとのお客さま数	P38
---------------------------	-----

【その他（参考）】

需要抑制の深掘りに伴う短期的料金影響	P39
--------------------	-----

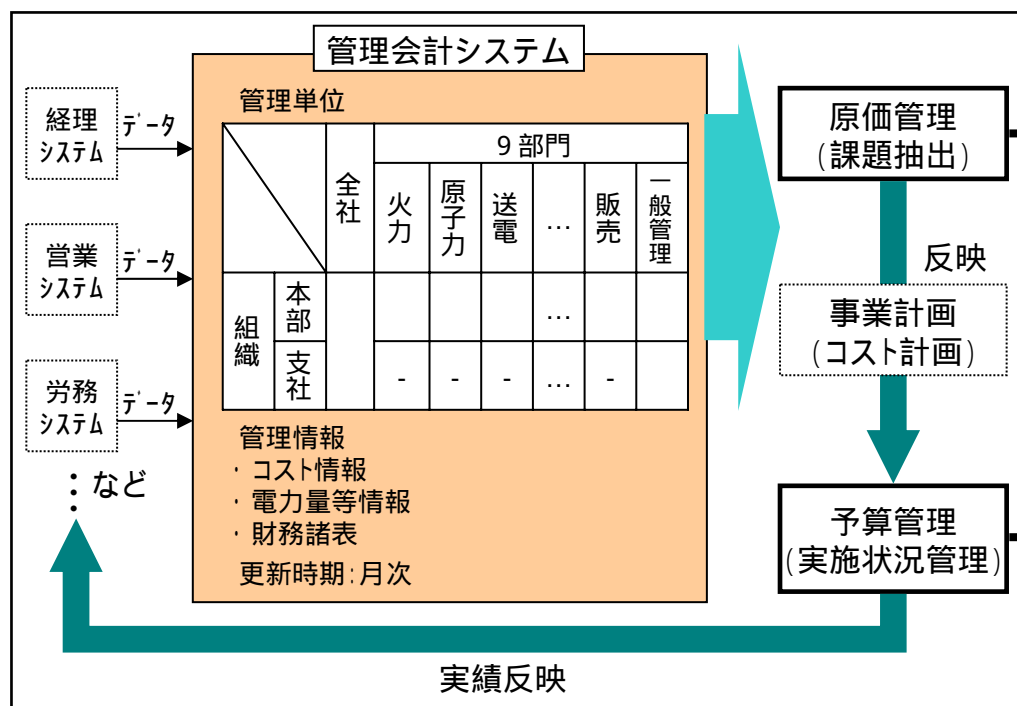
経営戦略・経営管理（モニタリング）機能の強化及び本部・支社等の自主運営の強化などを図るため、電力小売市場の部分自由化にあわせ、平成14年度に管理会計システムを導入。

当該管理会計システムを用い、全社及び部門単位ごとの「原価管理」と、組織単位ごとの「予算管理」を実施。

具体的には、部門別原価の他社とのベンチマークや損益分岐点分析等により、原価低減に関する課題等を抽出し、その改善に向けた具体的施策を織り込んだ事業（コスト）計画を策定。

今後は、本部制の導入拡大等を踏まえ、管理会計システムの更なる活用により経営効率化を推進。

〔管理会計システムの活用〕



〔原価管理及び予算管理の具体的な内容〕

	管理単位	内容
原価管理	全社及び部門単位 〔水力、火力、原子力、新エネ、送電、変電、配電、販売、一般管理〕	・部門別の他社とのベンチマーク、損益分岐点分析、経年比較等により、原価低減に関する経営課題等を抽出
予算管理	組織単位 (14本部、8支社)	・経営効率化策の着実な実施に向けた予算の実施状況管理の徹底

〔管理会計システムの主な管理情報〕

管理情報		把握単位	活用状況
コスト情報	人件費 修繕費 諸経費等	グループ、課単位	・原価管理(販売電力量当たり原価など) ・事業計画(コスト計画)
電力量等情報	送電電力量 発電電力量 販売電力量 従業員数		
財務諸表	貸借対照表 損益計算書 キャッシュフロー計算書	3本部(火力・原子力、電力輸送、お客さま)及び一般管理 8支社	各本部、支社の参考情報として提供

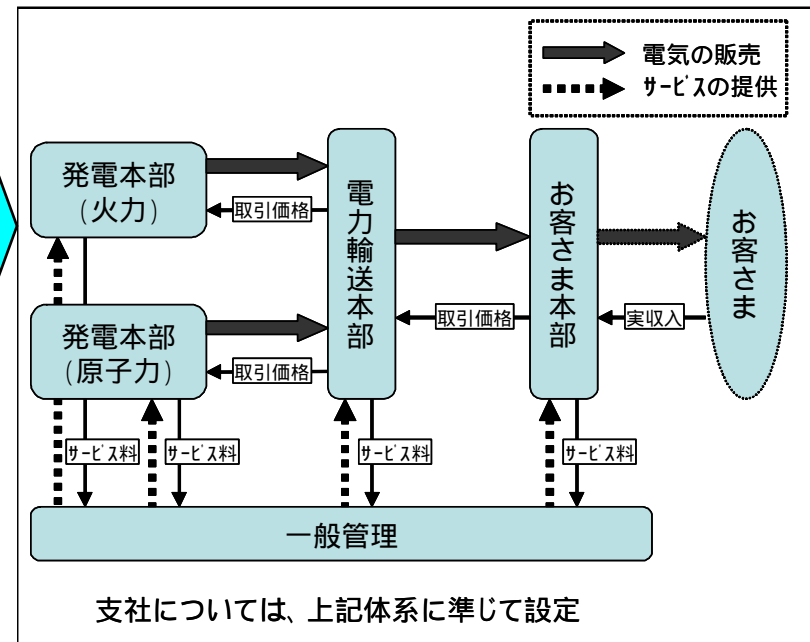
〔財務諸表作成における社内取引体系〕

〔取引価格の設定〕

- ・ 電気の流れに応じた取引価格を設定
- ・ 取引価格は料金改定時の原価を基に算定

〔取引体系〕

発電(火力、原子力)、輸送間の取引
 電力輸送、お客さま本部間の取引
 上記取引価格を基にしたお客さまとの取引 (お客さま本部における実取引)



電力用資機材については、電力の安定供給に向けて、台風や塩害など厳しい自然環境下での信頼性確保や品質不良に起因する停電による社会的損害防止のための品質チェック、また、災害時の迅速な復旧対応を図るための体制の確認等の事前審査が必要。

事前審査に基づく指名競争とすることにより、都度の審査業務と不適格な資機材が回避され、業務の効率性と電力の安定供給のための品質の確保にメリット。

電力固有の機器や技術については、サプライヤーが少数のため、実質的に一般競争と同等の品目も存在。

今後、新たな仕様で大量発注する場合(例：スマートメーター)や必要機能のみを特定してメーカー規格品を購入する場合(例：分析機器)等については、一定の要件のもとで公募等による競争を指向。

〔指名競争を行っている電力用資機材の事例〕

主な品目		指名要件	備考（理由等）
（火力・水力） 発電用機器	主要機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求事項への適合 ・ 原則として、適合取引先全社を指名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給計画に適う設備形成に向け、設置条件や出力など件名に応じた当社要求事項とサプライヤーの開発・生産状況や保守体制等が適合することが必要 ・ 新增設に係る発注機会は低頻度 ・ 当該機器を製造するサプライヤーは少数
	（発電機 タービン ボイラー 水車）		

適合取引先は、公共工事における一般競争入札の場合と同様、事前の資格審査・登録を実施

〔指名競争を行っている電力用資機材の事例〕

主な品目		指名要件	備考（理由等）
送変電用機器	電力用ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、電力用規格の適合取引先全社を指名 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力輸送の主要資材であることから、品質確保のため、電力用規格(電力大での共通規格)に適合したケーブルの製造、及び災害時の迅速な対応が可能なサプライヤーとすることが必要 ・当該ケーブルを製造するサプライヤーは3社
	主要変圧器 超高压開閉装置	<ul style="list-style-type: none"> ・要求事項への適合 ・原則として、適合取引先全社を指名 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力輸送の主要機器であることから、設置条件や容量・電圧など件名に応じた当社要求事項とサプライヤーの開発・生産状況や保守体制等が適合することが必要 ・新增設に係る発注機会は低頻度 ・当該機器を製造するサプライヤーは、主要変圧器7社、超高压開閉装置3社
配電用機器	開閉器 がいし 遠制子局	<ul style="list-style-type: none"> ・型式承認の取得 ・原則として、取得取引先全社を指名 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一仕様で反復継続的に調達し、広範囲に設置することから、製品不良による影響も考慮し、継続的な品質確保が必要 ・また、非常災害時の迅速な復旧対応の観点からも、事前の型式承認を取得したサプライヤーとすることが必要 ・毎年、調達計画を公開するとともに、参入希望者には、型式の承認要件を開示

電力用規格や日本工業規格（JIS）等に準拠しながら、製品毎の機能や使用環境、事故防止・復旧対応の観点から審査のうえ、調達可能なものとして事前承認するもの

〔指名競争を行っている電力用資機材の事例〕

主な品目		指名要件	備考（理由等）
通信・監視制御機器	搬送端局装置	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、電力用規格の適合取引先全社を指名 	<ul style="list-style-type: none"> 制御所や変電所等の間における電力安定供給に不可欠な情報を伝達する機器であることから、品質確保のため、電力用規格（電力大での共通規格）、当社の要求事項に対応した機器の製造が可能なサプライヤーとすることが必要
	光ファイバケーブル	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、電力用規格の適合取引先全社を指名 	<ul style="list-style-type: none"> 制御所や変電所等の間における監視・制御のための情報伝送路となることから、品質確保のため、電力用規格（電力大での共通規格）に対応したケーブル製造が可能なサプライヤーとすることが必要
	遠方監視装置	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項への適合 原則として、適合取引先全社を指名 	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備（変圧器・開閉装置等）の安定的な運転のために、設備の監視・制御を行う装置であることから、構造や機能、及び当社システム・通信回線との整合などが適合することが必要 当該機器を製造するサプライヤーは少数
電源装置	蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項への適合 原則として、適合取引先全社を指名 	<ul style="list-style-type: none"> 定格電圧・電流など件名に応じた当社要求事項とサプライヤーの開発・生産状況や保守体制等が適合することが必要 他電力との共同でリバースオークションにより調達する場合は、事前に電力間でサプライヤーを選定しておくことが必要
送電工事	鉄塔工事 架線工事	<ul style="list-style-type: none"> 施工能力及び技術継承面の評価、工事内容・地理的条件を考慮し、取引先を指名 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄塔・電線上の宙乗り作業など特殊技能を要する工事であることから、施工能力とともに、技術継承を考慮して工事会社を選定することが必要 非常災害時の迅速な復旧対応体制の確保及び現地設備の熟知や移動工量縮減等による作業効率の観点から、地域性を考慮

インターネットを活用した競り下げ方式のオークション

設備の健全性維持に必要な修理・取替・部品調達、非常災害時の迅速な復旧のための生産能力や技術力の維持・継承などの事由から、電力の安定供給に直結する資機材の調達にあたっては、随意契約とせざるを得ない場合が存在。

そうした制約がある中、新規取引先の開拓や分離発注の推進、お取引先提案の活用等の施策を通じ、今後3年間(平成25～27年度)で、競争発注比率を現行水準の倍にあたる30%まで高めることを目標。子会社・関連会社との取引においても、競争発注を拡大。

これまでも、発注方法の工夫、グループ各社の効率化目標を織り込んだアクションプラン、お取引先との協働での原価改善活動などに取組み、継続的に調達コストを低減。直近の平成24年度においては、一層厳しい交渉や取引先提案の活用等を行い、2%のコスト低減の深掘りを既に実施。

申請原価は、これまで積み重ねてきた効率化効果に加えて、

- ・ 随意契約から競争へ移行する発注
- ・ 今後も随意契約とせざるを得ない発注
- ・ 既に競争を行っている発注

のすべてに対して競争導入効果(7.1%)を織込み。コスト低減と電力の安定供給との両立を達成する上で挑戦的な目標値であり、あらゆる調達手段を工夫しながら目標実現に最大限努力。

〔コスト低減への取組みの事例〕

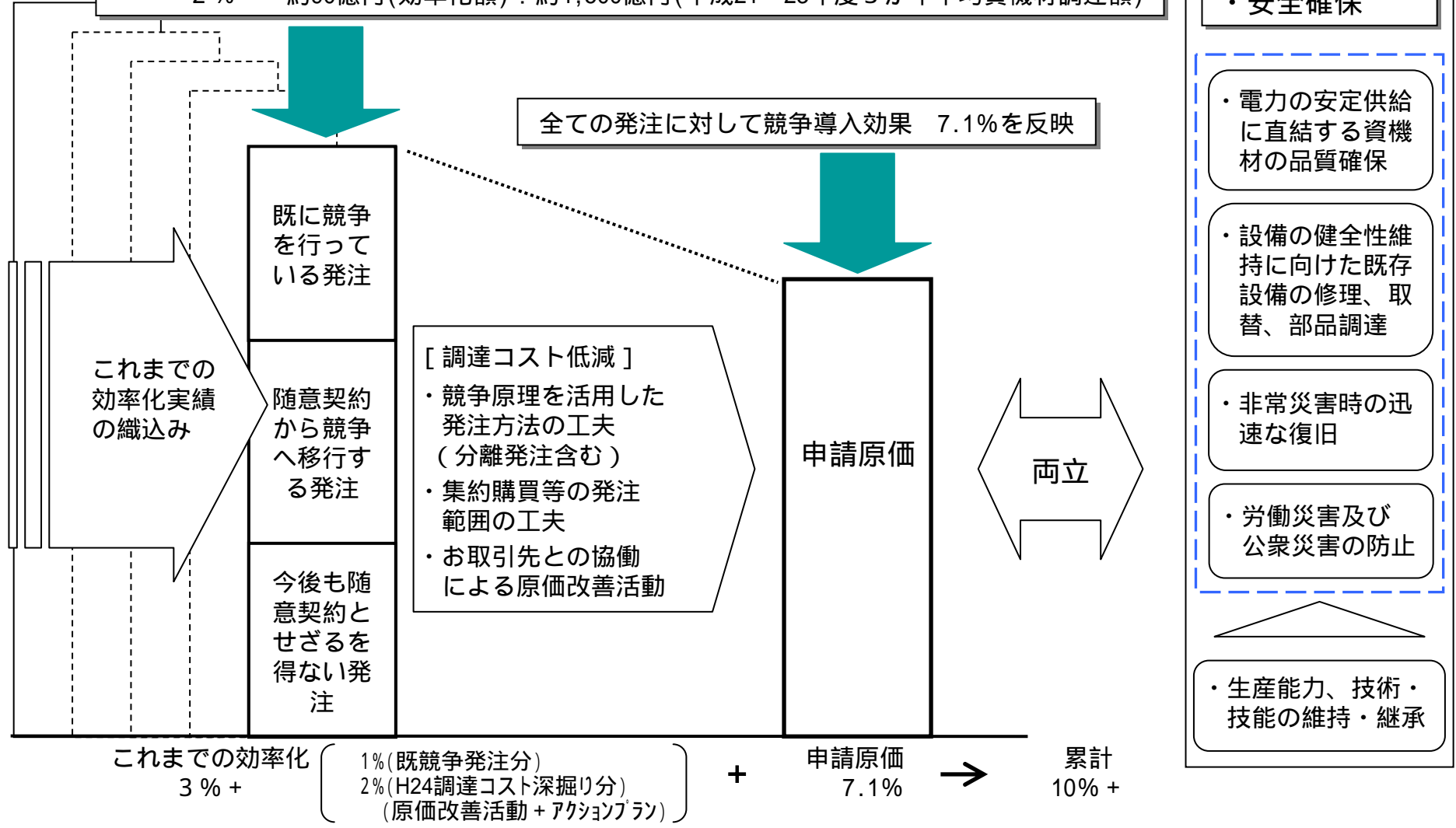
項目	主な取組み品目	活動期間	従来契約額 ¹ (期間累計)	コスト低減額 (期間累計)	低減率
原価改善活動	柱上変圧器、遠制子局、保護継電装置 など	H14年度から順次活動中 ²	1,324億円	128億円	9.7%
アクションプラン	コンクリート柱、送電線航空巡視、発電設備保全・運転業務 など	H18～H20年度 ³	2,813億円	59億円	2.1%

1 従来契約額は活動開始前の価格にて期間中に調達した場合の累計額

2 品目別に順次活動を開始しており、低減効果は以降の取引価格へ継続的に反映

3 グループ会社の経営効率化を通じた電気事業のコスト低減への寄与を目的に、平成18～20年度に集中的に活動し、低減効果は以降の取引価格へ継続的に反映

- ・原価改善活動
- ・アクションプラン
- ・既競争発注による調達コスト低減効果 1%
 - 1% = 14% (平成23年度競争発注比率) × 7.1%
- ・平成24年度における調達コスト低減の深掘りの実績 2% (効率化額 約90億円)
 - 2% = 約90億円(効率化額) ÷ 約4,500億円(平成21~23年度3か年平均資機材調達額)



原子力発電所の定期検査では、プラントメーカー（元請会社）を主体として、元請会社・協力会社がそれぞれ連携し、多種多様な機器の分解点検等を工程どおり、安全かつ確実に実施する必要がある。

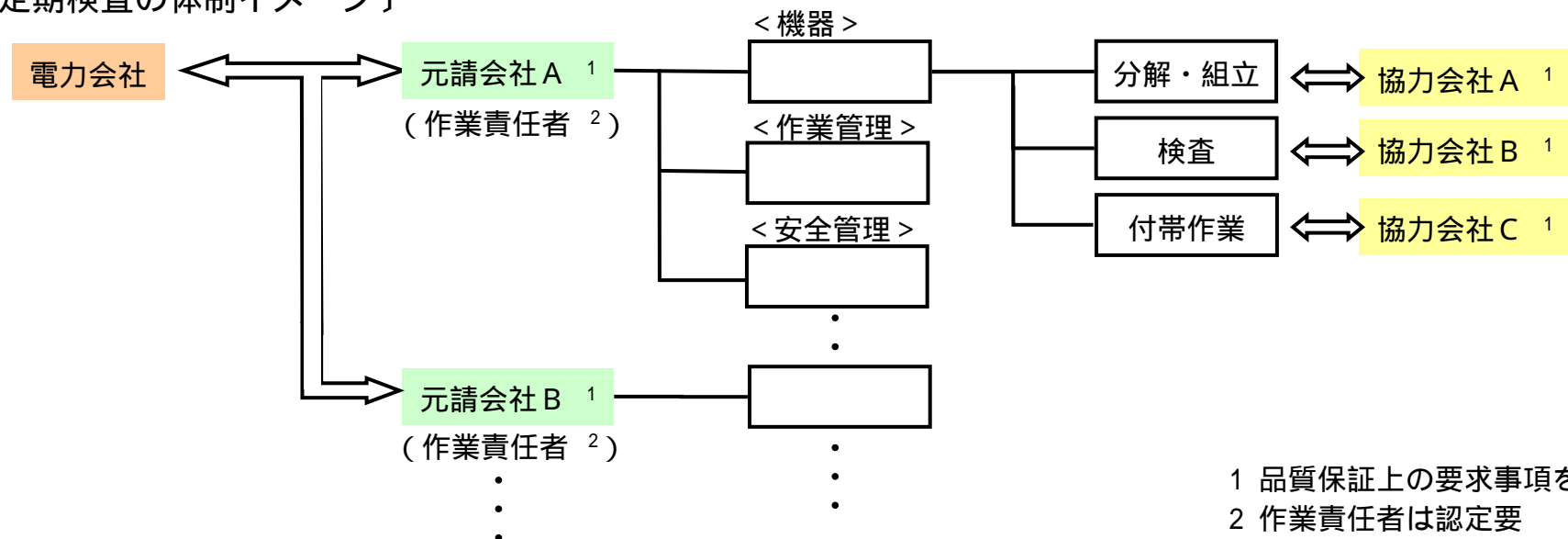
このため、元請会社には、個々の専門的作業を行う協力会社を選定し、管理・指導等を行う高度な技術・知見が必要。また、放射線管理区域内での作業もあるため、元請・協力会社は、全ての作業員への法令等に基づく教育をはじめ、検査の実施、記録の整備等、品質保証上の要求事項を満足する必要がある。（保安規定において調達管理の実践を規定、その適合性は国の保安検査にて審査）

更に、品質保証上の保安活動の充実のためには、事業者と元請会社、協力会社が長期的かつ安定的な関係を築き、技術力並びに体制を維持する必要がある。

これらの要件を満たす会社は現時点で限られていることから、対象とする設備や機器・専門性に応じて、随意契約を実施。

なお、協力会社は専門の作業員を確保し、その作業員を実施時期の異なる各プラントの定期検査に計画的に従事させることにより、技術力の維持・向上を図っている。

〔定期検査の体制イメージ〕



1 品質保証上の要求事項を適用
2 作業責任者は認定要

電力会社は水力・火力・原子力・送変電・営業・配電など、専門性が高く多様な機能を有しており、企業の規模に拘らず一定程度の役員数が必要である。

当社は、経営幹部のリーダーシップの下、多岐にわたる経営課題に対して、各部門が有機的に連携し総合力を発揮できる体制の構築を目的に、執行責任と権限を明確化した本部制（関係部を取りまとめた本部に業務執行の責任者である本部長を配置）を平成22年度に導入拡大した。

本部制の導入拡大により執行機能が強化される一方で、本部最適になることが懸念され、また「信頼再構築」や原子力再稼働延期に起因する「安定供給の確保」、「緊急経営対策」など、創業以来の大きな危機に直面している中で、的確に実効性をもって対処していく体制を構築する必要があった。

このため、平成24年6月に取締役を14名から現行の定数枠の17名に増員、取締役と本部長（執行役員）を兼務させ、経営責任を持たせることで、全社最適の観点から業務執行を相互に監視し、それに基づく取締役会の審議機能・監督機能を強化した。

なお、その際、取締役を含む本部長クラス以上の総数については、前期より減員し、前回原価ベースを下回る報酬総額とした。

これら原子力をはじめとする重点課題への取組みに目途が立った段階で、取締役数の削減も検討。

平成24年7月から、県民説明番組への意見投稿要請に係る社外有識者で構成する第三者委員会の提言等を踏まえ、原子力部門の一層の透明性向上のため、原子力コミュニケーション本部を新設するとともに、火力発電本部と原子力発電本部を統合し、発電本部を設置

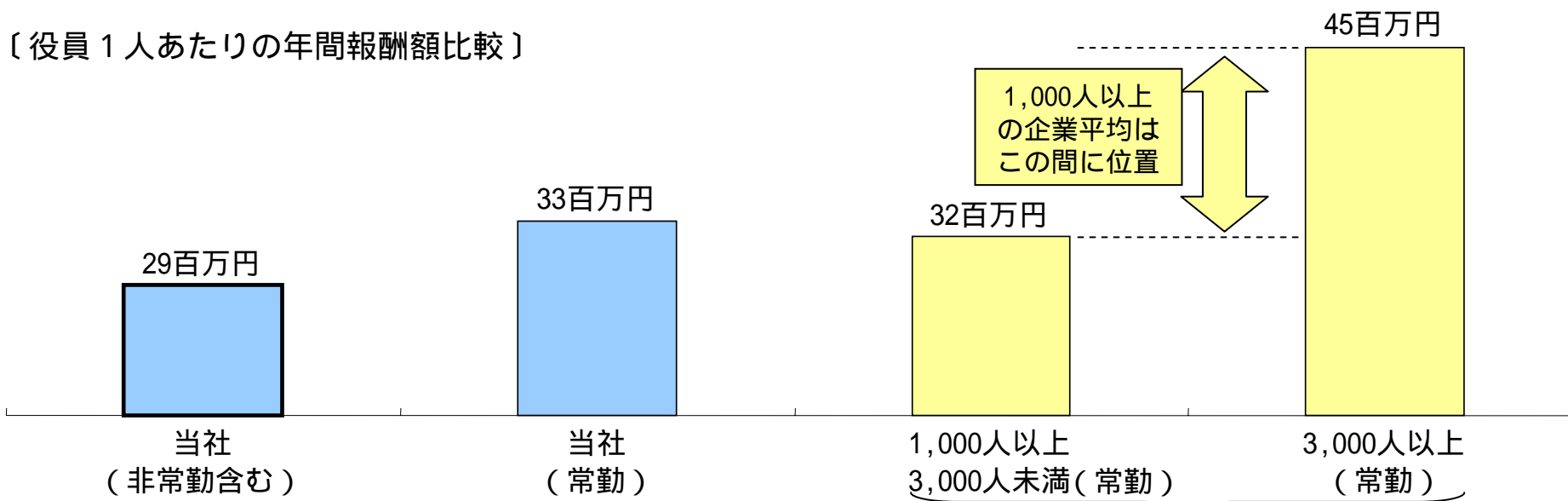
また、コンプライアンス・危機管理体制の強化を図るため組織改正（所管部門の一元化）と危機管理官（副社長）・情報連絡責任者（地域共生本部長）を新設

当社の役員報酬は、月例報酬と賞与で構成されており、客観性、透明性を確保する観点から、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会での審議結果を踏まえ、取締役会で決定することとしている。
 なお、賞与については、会社業績（経常利益）に連動させて支給することとしており、赤字決算の場合は支給しない。（平成23年度賞与は支給せず）

役員報酬については、厳しい経営状況に鑑み、平成24年2月に取締役平均 20%の減額を実施し、平成24年9月には更に深掘りした取締役平均 35%の減額を実施した。

一人あたり役員報酬の水準については、資源エネルギー庁「一般電気事業供給約款料金審査要領」による従業員1,000人以上の企業平均と同等であると考え、現行の減額した水準を原価に織り込んでいる。

〔役員 1 人あたりの年間報酬額比較〕



【出典】人事院「平成24年民間企業における役員報酬（給与）調査」の概要

- ・ 調査結果に常用労働者1,000人以上の企業平均はない
- ・ 調査対象は常勤役員。ただし、社長は含まれない
- ・ 業績の好調な企業・不調な企業とも含まれる民間企業の「平均値」

役員報酬は、役員数の増加はあるものの、現行の役員報酬額（平成24年9月減額）を織り込み、前回原価と比べ約1.7億円の削減。

経営の重点課題への取組みを強力に推し進めていくために、平成24年6月の株主総会において取締役を14名から定数枠の17名に増員

（人、百万円）

		前回 (H20)	今回 (H25～27平均)	今回 - 前回	増減率
役員数	取締役	14	17	3	-
	監査役	6	6	-	-
	計	20	23	3	-
役員報酬額	取締役	687	549	138	20%
	監査役	147	115	32	22%
	計	834	664	170	20%
1人あたり 報酬額	取締役	49	32	17	35%
	監査役	24	19	5	21%
	計	42	29	13	31%

相談役・顧問の人件費は、社長経験者である常勤3名分を（雑給に）織り込んでおり、関連費用についても、各費用項目にて原価に算入。

相談役2名は、社長の諮問に応じ、または必要に応じて意見具申を行うとともに、経営全般にわたって経営層からの相談を受け、幅広い人脈や過去の経営経験をもとに助言・指導等を実施。また、当社を代表した様々な社外活動の中で、当社に対する意見・要望の把握や当社からの情報発信を行っている。

顧問1名は、社長の諮問に応じ、または必要に応じて意見具申を行うとともに、社長から委嘱を受けた事項（電力供給システム、電力系統・需給運用などに関する調査研究）を行っている。

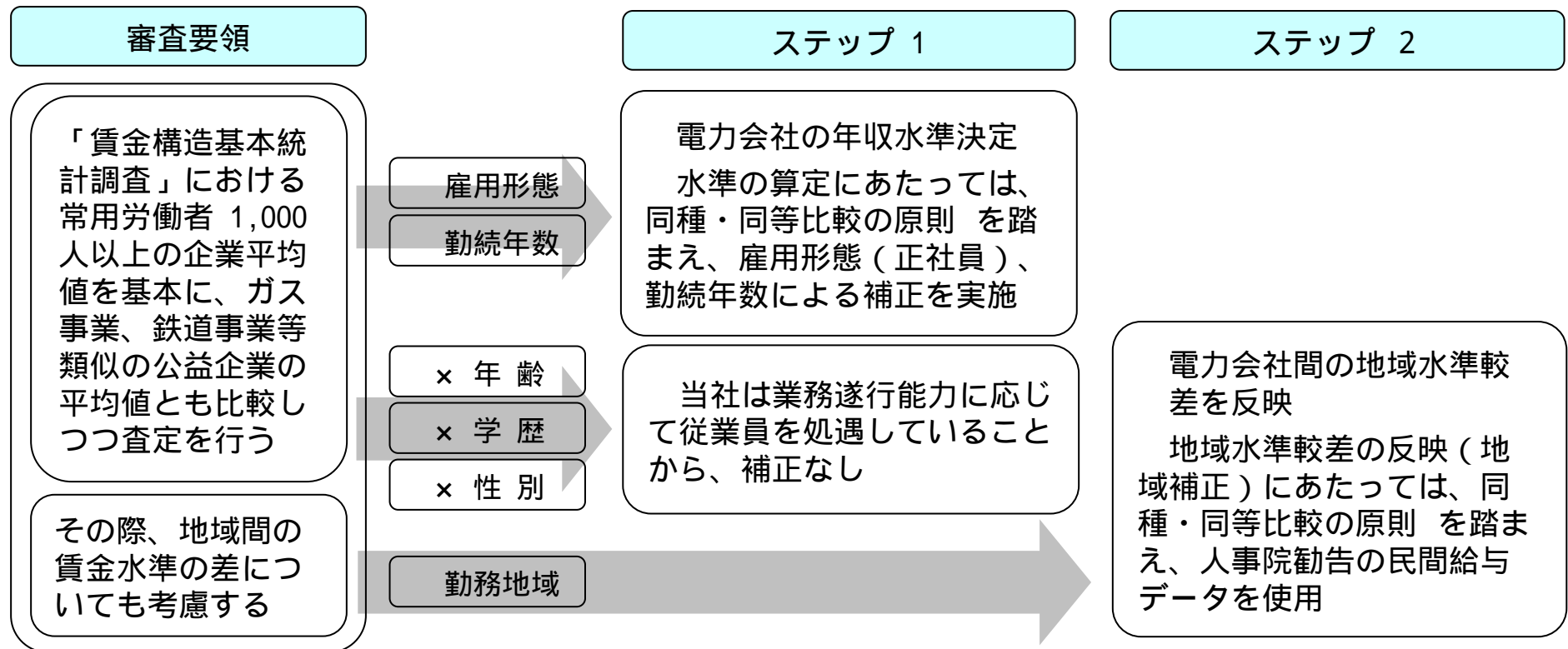
〔雑給〕

人数	費用
3名	89百万円

〔関連項目〕

項目	内容
執務室	3部屋合計で199m ²
社用車 (リース)	共用車を必要に応じて利用
秘書	3名

「一般電気事業供給約款料金審査要領」については、
 「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、類似の公益企業の平均値とも比較し、電力会社の年収水準について定め、
 同一サービスを提供する電力会社間に「地域間の賃金水準較差」を反映させるものと認識。



同種・同等比較の原則

異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における給与の単純平均を比較することは適当ではなく、一般的と考えられる給与決定要素の条件を合わせて、同種・同等の者同士の給与を比較すべき

【出典】人事院「官民給与の比較方法の在り方に関する研究会報告書」（平成18年7月）

【雇用形態（正社員）補正】

給料手当の対象者は全員が正社員であることから、「賃金構造基本統計調査」における正社員（産業計）のデータ（592万円）を使用。

【勤続年数補正】

設備産業である電気事業においては、電気の安定供給のため、発電所や送配電線等の保守・運用・設計など長年の経験と技術力を有した人材が求められることから、新卒採用者に段階的に経験を積み重ね計画的かつ継続的に育成しており、従業員の勤続年数（20.0年）は他産業（14.3年）に比べて長い。研究機関による「賃金構造基本統計調査」の分析によると、中途採用者の賃金水準は新卒採用者の75%程度。同統計調査のデータには、これらの中途採用者も含まれており、新卒採用を中心とする当社の雇用実態と乖離しているため、勤続年数（21.3年）に応じた統計値の補正を実施。

当社は一部中途採用も行っているが、新卒採用して社内で経験を積んだ従業員と同等の能力・経験を保持している者を採用し、それに応じた処遇をしている。

当社では年齢・学歴・性別に拘らず業務遂行能力に応じて従業員を処遇。

業務経験を通じて技術力等も向上することから、業務の経験年数である勤続年数による補正を実施しており、年齢・学歴・性別による補正を実施していない。

〔勤続年数比較〕

	平均勤続年数	平均年齢
産業計	14.3年	40.6歳
電気事業	20.0年	40.5歳
当社	21.3年	40.9歳

産業計、電気事業は賃金構造基本統計調査における1,000人以上規模

〔勤続年数補正〕

	産業計 （正社員）	他公益平均
補正前	592万円	625万円
補正後	673万円	682万円

〔新卒採用者と中途採用者の賃金比較〕

	新卒採用者	中途採用者
較差	100	75

【出典】独立行政法人労働政策研究・研修機構「1-7労働統計」

賃金構造基本統計調査(平成22年)の分析結果

学校を卒業し就職して以来、一貫してその企業で勤続している標準的な労働者（新卒採用者）= 100としたときの中途採用者の賃金水準
中途採用者の水準は、産業別の賃金水準の単純平均

【「賃金構造基本統計調査」による地域補正の問題点】

地域間の賃金水準較差について、同統計調査では、九州は年収の高い業種の労働者が少なく年収の低い業種の労働者が多いなど（表 - 1）、地域における産業構造も大きく影響している。

同統計調査における都道府県別の統計値については、都市部には企業の本社機能が集中し、地方は支社や工場等の小規模事業所が中心となっているなど、都市と地方の機能の違い等の影響を受けていると考えられる。

当社の給料手当対象者は正社員であるが、都道府県別の統計値については、非正社員が含まれているなど、雇用形態の違いの影響を受けていると考えられる。

以上のことから、同一業種の賃金水準の地域間較差を補正する指標として実態を適切に反映できない面があり、同統計調査は適切とは言い難いと考えられる。

（表 - 1）【労働者数の分布状況（平成23年）】

	全国平均	九州
年収上位 5 業種	14%	10%
年収中位 6 業種	55%	51%
年収下位 5 業種	31%	39%

平成23年度賃金構造基本統計調査の産業全体16業種を年収水準の上位 5 業種、中位 6 業種、下位 5 業種に分類。

各分類ごとの労働者数の比率について全国平均と九州とを比較すると、九州は年収上位 5 業種の割合が低く、年収下位 5 業種の割合が高くなっており、産業構造の違いが顕著。

【人事院勧告の民間給与データによる地域補正の妥当性】

人事院勧告の民間給与データは、地域ブロックを単位とした地域別の民間給与と国家公務員給与の較差を検証し、国家公務員の地域別の賃金の妥当性を検証するために調査されたものであり、全国で同一サービスを提供する「国家公務員」の賃金を決定するために調査された同データ（民間企業給与水準の全国平均と九州・沖縄の水準比率[96%]）を基に補正を実施（表 - 2、表 - 3）。

電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議（第2回）にて、「地域ごとの物価水準の調整は当然あるべき」との考えが示され、審査要領において地域差を考慮しているものと認識しており、人事院勧告の民間給与データによる比率は、消費者物価指数の全国平均に対する九州の地域指数（97%）と同程度となっている（表 - 4）。

（表 - 2）【地域別の民間給与との較差（平成24年）】

	民間給与	国家公務員給与
全 国	401,516円 (100%)	401,789円
九州・沖縄	385,611円 (96%)	390,864円
(参考) 関東甲信越	418,240円 (104%)	414,730円

全国と九州・沖縄の比率： $96\% = 385,611円 \div 401,516円$

【出典】人事院勧告（H24年8月）

- ・人事院勧告における民間給与と実態調査では、国家公務員と類似する職種に該当する従業員の給与等を個人別に調査し、その調査の正確を期するために、調査員が各事業所に赴いて直接面接して行う実地調査を実施。また、集計にあたっては、特定の規模や産業に片寄った結果が出ることのないよう配慮
- ・適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向について注視

（表 - 3）【地域補正】

	補正率(%)	産業計	他公益	平均
地域補正前	100	673万円	682万円	-
人事院勧告による地域補正（申請値）	96	646万円	655万円	650万円
賃金構造基本統計調査による地域補正	86.75	584万円	592万円	588万円

（表 - 4）【消費者物価地域差指数（平成23年）】

全 国	100
九 州	97
(参考) 関 東	103

【出典】総務省発表データを基に算定

消費者物価指数の全国平均に対する地方指数は平成22年以降未集約のため、平成21年の指標をベースに、消費者物価指数の伸び率（公表値）を反映し、平成23年の地方指数を算定

民間企業の給与を調査する国の主な統計調査は、賃金構造基本統計調査（厚労省）、毎月勤労統計調査（厚労省）、職種別民間給与実態調査（人事院）、民間給与実態統計調査（国税庁）の4種類。

賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査、民間給与実態統計調査については、調査結果が産業構造の影響を受けていること等から、同一業種の地域間の賃金水準較差を反映（地域補正）させる指標としては適当でなく、職種別民間給与実態調査が適当。

人事院勧告の前提となっている調査

〔国の調査による実態を反映した地域補正の実施可否〕

	総合評価	産業構造	その他		
賃金構造基本統計調査 （厚労省）	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 九州は年収の高い業種の労働者が少なく、年収の低い業種の労働者が多い。 	×	<ul style="list-style-type: none"> 労働者に非正社員が含まれている。 都市と地方との機能の違いの影響を受けていると考えられる。
毎月勤労統計調査 （厚労省）	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 九州は年収の高い業種の労働者が少なく、年収の低い業種の労働者が多い。 	×	<ul style="list-style-type: none"> 労働者に非正社員が含まれている。 都市と地方との機能の違いの影響を受けていると考えられる。
職種別民間給与実態調査 （人事院）			<ul style="list-style-type: none"> 特定の規模や産業に片寄った結果が出ることはないよう配慮されている。 		<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員と類似する職種に該当する従業員の給与等を調査したもの。 消費者物価指数の全国平均に対する九州の地域指数（97%）と同程度。
民間給与実態統計調査 （国税庁）	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 九州は年収の高い業種の労働者が少なく、年収の低い業種の労働者が多い。 	×	<ul style="list-style-type: none"> 都市と地方との機能の違いの影響を受けていると考えられる。 なお、全国を単位とした調査であり、参考値として国税局別のデータが公表されているのみ。

関西電力様が「節電・省エネ、需要抑制関連」に整理している費用は、当社では、「需要抑制要請関連（需要抑制・節電要請）」、「電気料金メニュー関連（電気料金低減に資する省エネ提案活動）」に該当。

関西電力様の分類に揃えた場合の内訳は、以下のとおり。

(百万円)

当 社			関西電力様と分類を揃えた場合	
分 類	主な業務	H25～27 平均	分 類	H25～27 平均
電気料金メニュー 関連	・電気料金メニュー・手続きの周知	506	電気料金関連の周知	41
	・電気料金低減に資する省エネ提案活動 〔ホームページを活用した省エネ手法 等の紹介に関する費用を含む〕			
電気安全関連	・台風災害等による停電関係広報活動 ・電気事故防止・電気安全PR活動	170	電気の安全に係る周知	170
需要抑制要請関連	・需要抑制・節電要請	139	節電・省エネ、需要抑制 関連	604
電力設備・エネル ギーに関する理解 促進活動関連	・展示館運営	702	発電所立地に係る理解 促進活動	1,540
	・原子力広報活動	838		
その他情報提供 関連 (公益的目的)	・エネルギー教育・環境意識啓発 ・お客さまとの対話活動 ・社外への情報発信	421	その他公益的情報提供	421
合 計	-	2,777	合 計	2,777

第14回電気料金審査専門委員会資料4-2(平成25年1月10日)より抜粋
四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

第14回電気料金審査専門委員会資料4-1
(平成25年1月10日)より抜粋

「需要抑制・節電要請」の費用は、原子力発電所の利用率が低く、需給状況が厳しい平成25年度夏季を中心に計上。

「電気料金低減に資する省エネ提案活動」の費用には、お客さまに対する最適な料金メニューや省エネ手法のご提案に関する恒常的な経費を計上。

(百万円)

当社の 主な業務	内 容	実績	推実	原価算定期間			
		H23	H24	H25	H26	H27	H25-27 平均
需要抑制・ 節電要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 需給状況を踏まえた需要抑制・節電要請 (H25年度夏季のみ) ・ 家庭全戸への節電PRチラシの配布 ・ ダイレクトメール等を通じた法人向けの節電のお願い及び節電方法・需給状況等の説明 ・ 夏季節電への協力で割引となる電気料金メニューの勧誘 等 ○ 継続的な需要抑制・節電のご協力をお願い ・ 新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディアによる広報活動 	216	334	240	89	89	139
電気料金 低減に資する 省エネ提案 活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページを活用した省エネ手法等の紹介 ○ 地域に密着した各種団体などに対する省エネ講座の開催 ○ 省エネ勉強会・講演会の開催 ○ お客さまへの最適な料金メニューや電気の上手な使い方等のご紹介 ○ 省エネ意識・行動アンケートによる実態把握 ○ 上記活動のためのパンフレット、チラシ等のツール作成 等 	565	489	472	462	462	465
合 計	-	781	823	712	551	551	604

四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

需要抑制や節電に引き続きご協力いただくためには、多様な手段を組み合わせ、九州全域のお客さまに対して、需給状況や節電手法に関する情報提供を継続的に実施することが必要。

マスメディアを通じた情報提供は、お伝えできる情報に限りがあるものの、

- ・幅広いお客さま層に対して、時宜を得た情報発信が可能であること
 - ・より詳細な情報を掲載している当社ホームページをご覧いただいたり、当社へお問い合わせをいただく契機にもなること
- から有効な手段の一つと認識。

〔テレビCM実施例〕



〔テレビCM「節電のお願い」
H24.6～7放送〕

〔ラジオCM実施例〕

九州電力では
7月2日から9月7日の平日9時から20時の間
節電をお願いしております。

誠に申し訳ございませんが、特に電力需要が増える
13時から17時は
一昨年より10%程度以上の節電を
体調に無理のない範囲でお願いいたします。

〔ラジオCM「節電のお願い」
H24.6～7放送〕

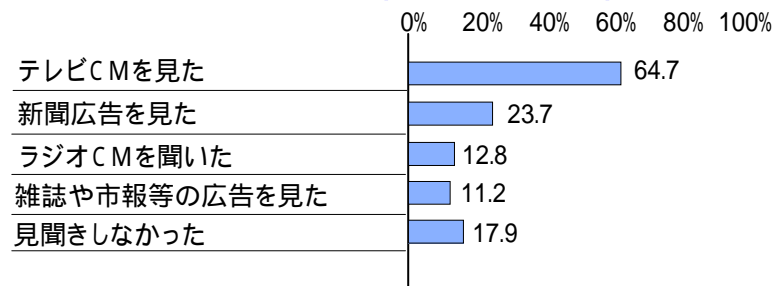
〔新聞広告実施例〕



「7月2日からの節電のお願い」 H24.7.1～2掲載
「夏本番に向けた節電のお願い」 H24.7.27掲載
「今夏の節電のご協力の御礼」 H24.9.8掲載

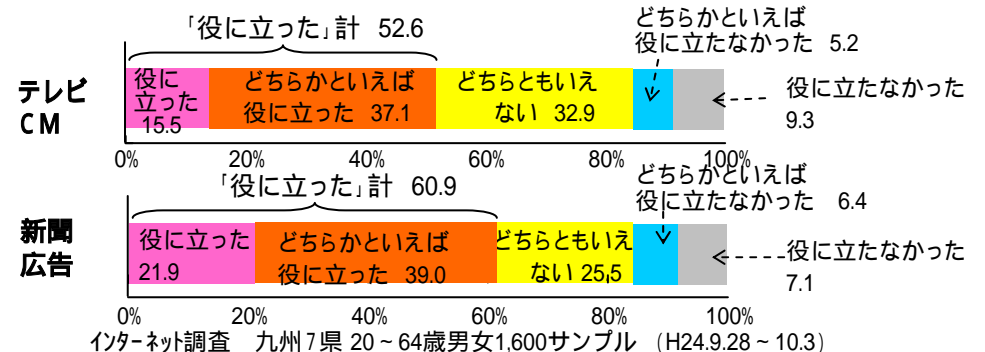
〔節電CMや広告の認知状況（効果）〕

節電CM等の認知状況(H24年度夏季)



インターネット調査
九州7県 20～64歳男女1,600サンプル (H24.9.28～10.3、複数回答)

節電CMや新聞広告の役立ち度



インターネット調査 九州7県 20～64歳男女1,600サンプル (H24.9.28～10.3)

お客さまへ省エネを呼びかけ、実践していただくため、ホームページや省エネ講座を通じた情報提供のほか、お問合せいただいたお客さまに対して、最適な料金メニューや省エネ手法のご紹介を実施。

当社省エネ情報サイト

〔省エネ・節電手法紹介〕



〔月別の電気ご使用実績照会〕



- ホーム -> アクセ数 (H23年度実績)
- ・省エネ手法：約45万回/年
 - ・電気使用実績照会：約30万回/年

省エネ講座

地域に密着した各種団体(婦人会・自治会・学校等)などに対し、省エネ講座を通じて、料金メニュー・省エネ手法等をご説明

〔省エネ講座〕



開催実績：約2,000回/年 (H23年度)

〔省エネ講座・省エネ手法のご紹介(例)〕

- ・省エネルギーの必要性(1日や季節の電気の使われ方 等)
- ・主な家電機器の消費電力の大きさや使用ウェイト
- ・家庭ですぐに実践できる具体的な省エネ手法と効果
- ・電気料金の仕組みやピークシフトを促すメニューのご紹介
- ・毎月の電気使用量のチェック方法 (検針票の見方やホームページの紹介)等

お客さまへの
省エネ手法のご紹介

お問合せいただいたお客さまへ、パンフレットやチラシを用いて、料金メニューや省エネ手法をご紹介

〔省エネご紹介パンフレット〕



省エネ法では、電力会社等のエネルギー供給事業者に対して、一般消費者が行う省エネに資する情報を提供する努力義務を規定。

また、割安な料金メニュー、日々の電力使用量の状況、省エネ・節電手法などの情報に対するお客さまのニーズがあり、これらのご要望にお応えしていくことは、お客さまに電気をお届けしている事業者としての重要な責務。

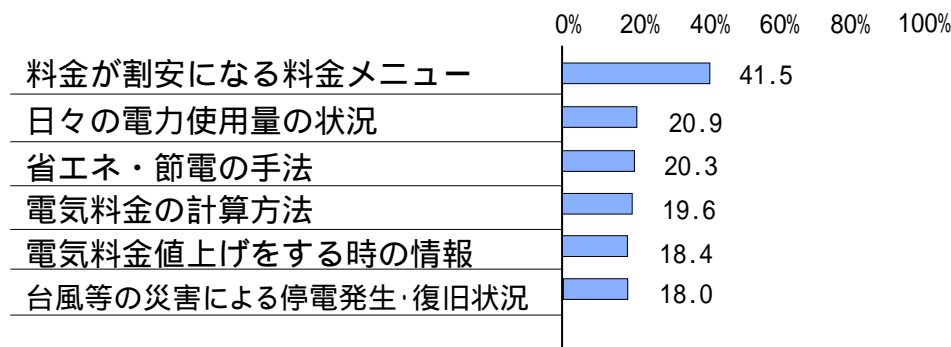
これらの取組みを今後も継続していくことが大切であり、電気料金値上げに伴うお客さまのご負担の軽減やご理解にもつながるものと認識。

〔省エネ法第86条（一般消費者への情報提供）〕

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（略）は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知（略）等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」
平成18年4月に第86条が新設・施行

〔お客さまが当社に望む情報〕



インターネット調査
九州7県 20～64歳男女1,600サンプル (H24.9.28～10.3、複数回答)

当社は、お客さまと直接顔を合わせ、当社事業についてご説明し、お客さまのご意見・ご要望をお聞きする双方向の対話活動を全社において展開。

具体的には、本店・支社・営業所・電力所など各事業所において、懇談会や訪問活動などの対話活動を実施し、お客さまからいただいたご意見・ご要望は、社内において経営層をはじめ全社員で共有するとともに、事業運営に反映。

なお、先の公聴会においても、「お客さまとの継続的かつきめ細やかなコミュニケーションの場」を求める声が多々あり。

〔お客さま対話活動の概要〕

- H24年3月以降、社長以下経営層を中心に対話活動を実施していたが、お客さまからのご意見¹を踏まえ、H24年9月からは、支社・営業所等に至る各事業所で「お客さま対話活動」を展開。H25年度以降も継続的に実施。

- ・ 実施期間：H24年3月～
- ・ 実施回数：150回以上（H25年1月末現在）
- ・ お客さま参加者：3,500名以上

〔経済団体、産業団体、消費者団体、労働団体、NPO〕
〔自治会 など〕

- 1. 「顔を突き合せてのface to faceの対話の積み重ねが必要」
- ・ 「メディアに言ってもうまく伝わらないのであれば、全社員が直接face to faceで伝えるくらいの気概で臨むべき」
- ・ 「社員も地域住民の一人。地域の方と顔を合せた対話をすべき」

など

〔お客さまのご意見・ご要望²〕

- ・ コミュニケーションの意義、あり方等に関するもの
- ・ 原子力発電に関するもの
- ・ 電力の安定供給に関するもの（節電、計画停電含む）
- ・ 電気料金に関するもの
- ・ 再生可能エネルギー導入促進に関するもの
- ・ 地域社会との共生活動に関するもの
- ・ 経営層を含めた社員の取組み姿勢等に関するもの
- ・ 情報の発信内容や発信の仕方（媒体）に関するもの

2 具体的なお客さまのご意見・ご要望や、当社の取り組みの方向性については、適宜、当社ホームページ等でお知らせ



「お客さまとの対話の会」大分市
(H24.3.16開催)



「お客さまとの対話の会」鹿児島市
(H24.8.2開催)

当社の賃借物件については、契約更改の機会など概ね1～3年ごとに、周辺物件の賃料水準や維持管理費用などの妥当性を確認した上で、貸主と契約を更改。

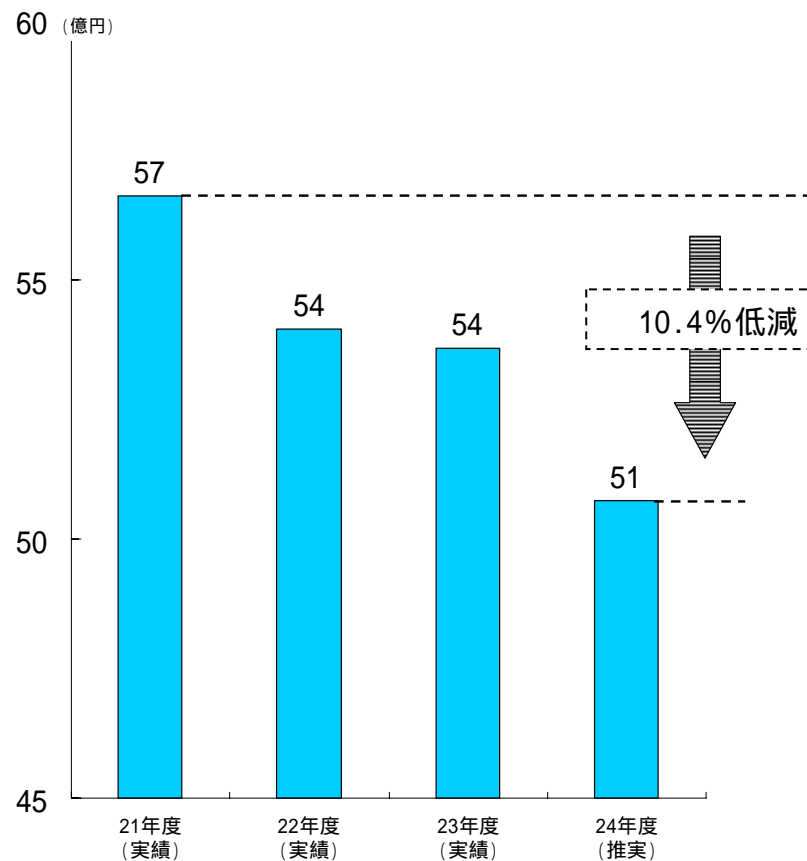
当社が賃借している本店・支社ビルについては、貸主との協議により、計画改修工事や共益費などを見直した結果、平成21年度以降 10%程度低減しており、周辺物件と同等以下の水準。

(例) 本店・支社ビルの賃借料の推移 (百万円)

ビル名	実績			推実
	H21	H22	H23	H24
本店ビル	1,435	1,395	1,357	1,280
北九州支社ビル	1,006	992	992	962
福岡支社ビル	657	631	631	574
長崎支社ビル	1,185	1,137	1,137	1,062
鹿児島支社ビル	1,379	1,251	1,251	1,195
合計	5,662	5,406	5,368	5,073
累計削減額 (H21年度以降)		256	294	589
累計削減率 (H21年度以降)		4.5%	5.2%	10.4%

四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

(参考) 左記賃借料の推移



賃料低減の継続的な取組みにより、当社が賃借している事務系施設(業務用ビルや社宅)の賃借料は、概ね周辺物件と同等もしくはそれ以下の水準。

(例) 当社支社ビルと周辺物件の賃料比較 (円/坪・月)

ビル名	建築年月	構造 ²	単価 ¹		
			賃料	共益費	合計
長崎支社ビル ³	H6.11	SRC造 10F/B2	9,825	803	10,628
近隣ビルA	H1.10	SRC造 10F	8,926	3,140	12,066
近隣ビルB	H6.2	SRC造 12F/B1	9,000	3,000	12,000
近隣ビルC	S61.11	SRC造 9F/B1	9,000	0	9,000
鹿児島支社ビル ³	H9.10	SRC造 11F/B1	9,187	724	9,911
近隣ビルD	H4.5	SRC造 9F	9,000	3,300	12,300
近隣ビルE	H12.3	SRC造 8F	11,000	0	11,000
近隣ビルF	H4.3	SRC造 8F/B1	7,500	1,500	9,000

(例) 当社社宅賃料と総務省「住宅・土地統計調査」に基づく賃料水準との比較

(円/畳・月)

	当社社宅(A) (H25~27平均)	総務省 調査 ⁴ (B)	差 (A-B)
福岡県	1,826	2,334	508
佐賀県	1,954	2,190	236
長崎県	1,938	2,283	345
大分県	1,609	1,931	322
熊本県	2,017	1,956	61
宮崎県	1,802	2,149	347
鹿児島県	1,941	1,938	3

⁴ 総務省「平成20年住宅・土地統計調査 都道府県別 民営借家 (非木造) 1畳あたり家賃・間代(第70表)」に基づく

¹ 近隣ビルの賃料・共益費は募集賃料のデータに基づく
² SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造
³ 第14回電気料金審査専門委員会資料4-2で掲載した本店ビルが所在する福岡県以外で、当社が賃借している支社ビルを掲載

当社役員は、移動時間の短縮や有効活用（電話・打合せ等）、情報セキュリティ・安全確保等の観点から、公共交通機関の便数が少ない当社事業所への出張や、お客さま・自治体の訪問時等に社用車を利用。

社用車は、全ての役員に専用車を割り当ててではなく、12台のリース車両を役員のほか来客の送迎や部長クラスも利用するなど、効率的に運用。

なお、休日において社外対応など業務上必要な場合は社用車を利用することもあるが、現在はゴルフ場への送迎はしていない。

研究費総額約58億円のうち、原子力関係研究費は約19億円、再生可能エネルギーに関する研究費は約12億円となっており、その割合は3：2。

(億円)

	金額 (H25～27平均)	主な研究内容
原子力	19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力発電所の安全対策に関する研究 ・ 放射性廃棄物低減に関する実機適用化研究 ・ 当社原子力発電所に係る地震動評価手法の高度化に関する研究 ・ 当社原子力発電所に係る火山影響評価に関する研究
再生可能エネルギー	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洋上風力、潮汐力、波力発電など再生可能エネルギー発電に関する研究 ・ 苓北・松浦石炭火力発電所におけるバイオマス混焼技術に関する研究 ・ 玄海地区、薩摩川内地区におけるスマートグリッド実証試験 ・ 鹿児島県内離島6島におけるマイクログリッドシステム実証試験 ・ 山川発電所小規模地熱バイナリー発電実証試験 ・ 八丁原地熱発電所における蒸気中シリカ成分付着抑制対策の研究

原子力関連委託費の前回・今回の原価及び過去実績は以下のとおり。

(百万円)

	前回原価 (H20)	実 績				今回原価 (H25～27平均)
		H20	H21	H22	H23	
原子力発電所安全対策関連	0	0	0	0	0	8,165
シビアアクシデント関連	0	0	0	0	0	4,276
バックフィット関連	0	0	0	0	0	3,890
原子力発電所運営関連	12,013	12,752	14,693	8,688	9,710	8,536
法令要求事項対応関連	7,121	7,771	10,318	3,918	4,265	3,017
発電所運営関連	1,696	1,727	1,691	1,828	1,953	1,868
技術調査関連	622	633	587	683	723	1,419
防災・警備関連	1,344	1,368	1,375	1,368	1,389	1,371
システム関連	1,230	1,252	722	892	1,380	861
その他（土木建築設備、原子燃料関連等）	1,610	1,639	2,963	2,240	1,073	1,782
合 計	13,623	14,391	17,656	10,927	10,784	18,483

今回原価は効率化（競争導入効果）反映後
四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

電力中央研究所様の研究員（管理の地位にある者を含む）の平均年間給与（所定内及び賞与）及び役員報酬の水準を電力中央研究所様に確認したところ、研究分野や規模が類似している他の研究機関との水準比較について、以下のとおり回答があった。

〔研究員の給与（所定内及び賞与）〕

（千円、人）

平均年間給与	対象人員数
9,360	512

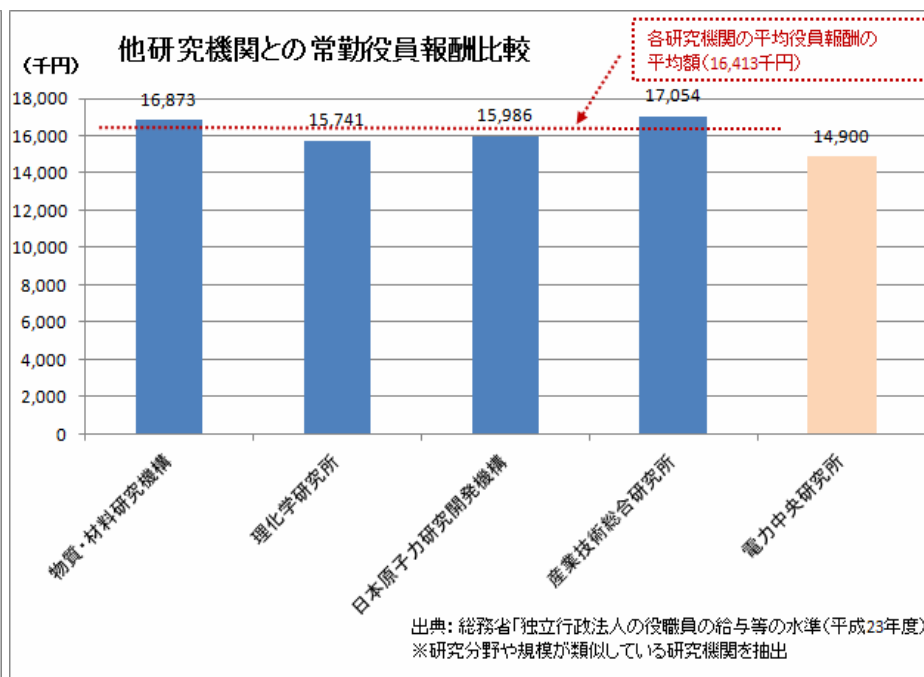
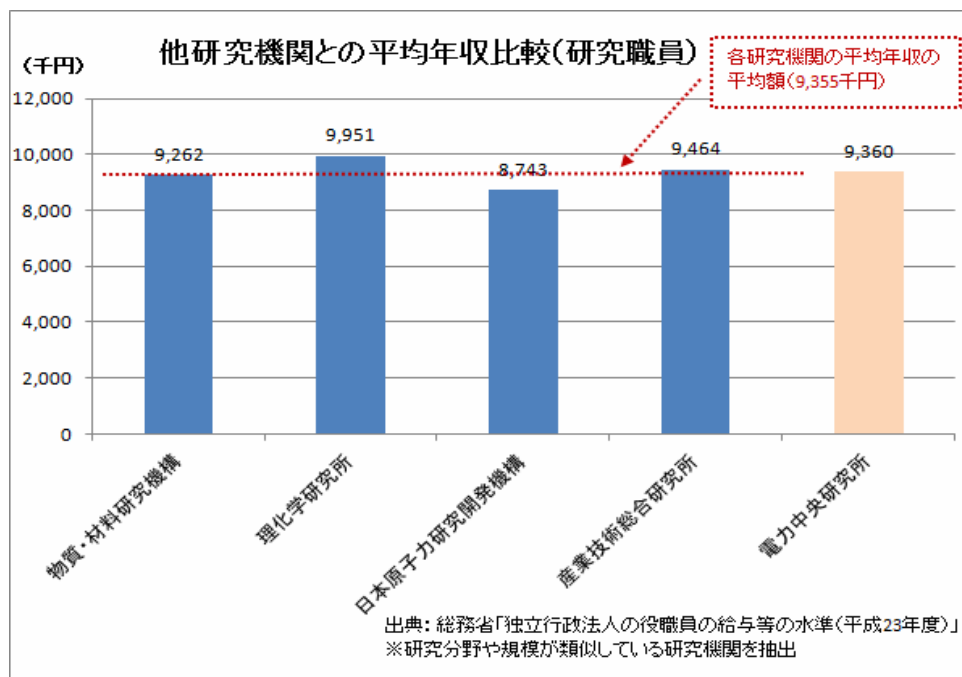
管理の地位にある者を算定対象に含む

〔役員報酬〕

（千円、人）

平均役員報酬	常勤役員数
14,900	12

非常勤役員 8 名については無報酬



火力・原子力修繕費の実績及び前回原価・今回原価については、以下のとおり。

(億円)

	内 訳	前回原価 (H20)	実 績				今回原価 (H25～27平均)
			H20	H21	H22	H23	
火力	定期修繕	71	53	48	46	43	58
	経年劣化対策	332	276	266	163	184	284
	日常的な整備など		139	125	115	123	111
	計	403	468	439	324	350	453
原子力	定期修繕	404	443	438	483	452	339
	経年劣化対策・保全対策	121	212	82	72	87	121
	日常的な整備など		78	80	73	78	78
	計	525	732	600	628	617	539

前回原価及びH20年度の火力には、地熱分も含む
四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

修繕費及び帳簿原価の実績並びに前回原価・今回原価については、以下のとおり。

(億円)

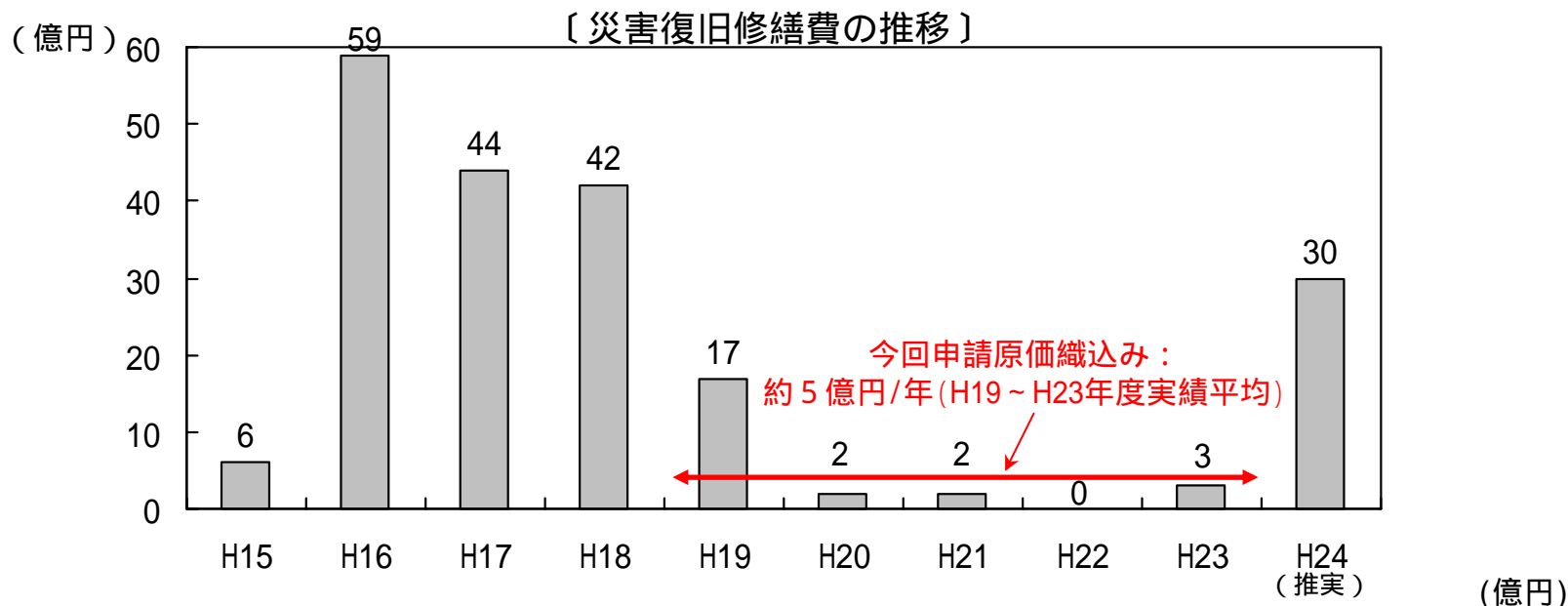
	前回原価 (H20)	実績				今回原価 (H25～27平均)	
		H20	H21	H22	H23		
修繕費(A)	1,944	1,975	1,946	1,757	1,758	1,941	
帳簿原価 ¹	水力	7,268	7,262	7,355	7,553	7,878	8,170
	火力	16,923	16,933	16,485	16,014	16,048	16,215
	原子力	15,374	15,500	15,677	15,846	15,988	16,757
	新工ネ等			498	1,026	1,061	1,121
	送電	16,173	16,135	16,345	16,572	17,108	18,010
	変電	9,634	9,623	9,708	9,791	9,867	9,991
	配電	13,473	13,517	13,653	13,804	13,952	14,342
	業務	3,766	3,778	3,846	3,933	3,996	4,200
	合計(B)	82,609	82,747	83,567	84,537	85,898	88,806
修繕費率 (C)=(A)/(B)	2.35%	2.39%	2.33%	2.08%	2.05%	2.19%	

¹ 帳簿原価は、「(期首値 + 期末値) ÷ 2」にて算定した年度平均値
四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

災害復旧修繕費は、年度によって原価織込み額と実績に乖離はあるものの、長期間を参照すると、その乖離は小さくなる。

平成15～24年度の10か年平均では21億円の災害復旧修繕費が発生しているが、今回原価には5億円を織込み。

なお、災害復旧修繕費は、金額の多寡はあるもののほぼ毎年経常的に発生し、電気事業設備の原状回復に要する費用分であること等から、経常費用として整理。



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H15～24 10か年平均	H20～24 5か年平均
原価織込み	11 <small>(H14/10改定値¹)</small>	8 <small>(H17/1改定値¹)</small>		14 <small>(H18/4改定値¹)</small>		22 <small>(H20/9改定値¹)</small>				16	22	
実績	6	59	44	42	17	2	2	0	3	30	21	8
差	+5	52	37	28	3	+20	+20	+22	+18	8	4	+14

1 改定時の直近10か年実績平均値を原価に織込み四捨五入の関係で、差額が合わない場合がある

スマートメーター(計器)の取替に要した金額は、「一般電気事業供給約款料金算定規則」及び「電気事業会計規則」に基づき修繕費勘定(取替修繕費)に計上することで、電気料金原価へ反映。

一般電気事業供給約款料金算定規則では、以下のとおり整理されている。

- ・ 第一条(定義) この省令において使用する用語は、電気事業法、電気事業施行規則、電気事業会計規則等において使用する用語の例による。
- ・ 第三条(営業費の算定) 修繕費は、普通修繕費及び取替修繕費の合計額。

計器は、電気事業会計規則第十三条に基づき、取替資産として整理している。

電気事業会計規則 第十三条 抜粋

- 2 電気事業固定資産のうち次の各号に掲げるものを、前項の規定による取替資産として整理することができる。
- 二 配電設備のうち木柱、電線、引込線、添架電話線、柱上変圧器、電力用蓄電器、保安開閉装置、計器及び貸付配線

法人税法施行規則においても第十条四に基づき、計器は、取替資産で整理することを認められている

取替資産であるスマートメーターの取替に要する金額は、電気事業会計規則取扱要領第二十三条に基づき、修繕費勘定(取替修繕費)に計上している。

電気事業会計規則取扱要領 第二十三条 抜粋

取替資産として整理する物の減価償却は、取替法によって行う。

【取替法の概要】

- ・ 当該固定資産の償却帳簿原価の50%に達するまでは各事業年度の減価償却費に計上
- ・ 当該固定資産の取替に要した金額をその取り替えた事業年度の修繕費勘定に計上

取替法は、多量かつ恒常的に発生する取替処理を適正かつ実務的に行う方法であり、計器の取替については取替法を適用することは合理的なものと認識

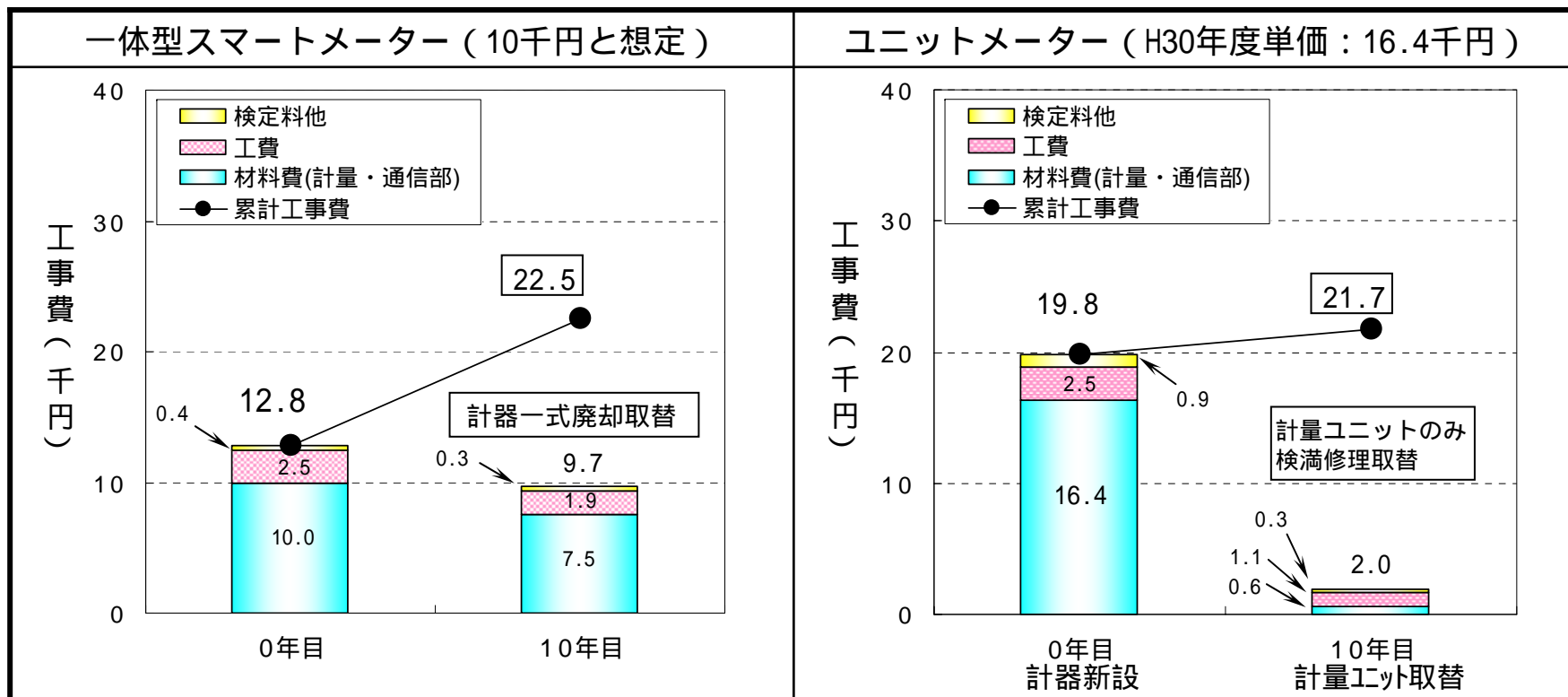
なお、取替法による取替修繕費と減価償却法による減価償却費の累計費用は基本的に同額になる

割引率の見直し（1.2% 事業報酬率2.9%適用）、並びに工費の効率化の7%を織込み、20年間のコストを算定。

当社ユニットメーターは、長期信頼性があること、計量法に基づく法定取替時に計量ユニットのみの取替で対応できることから、再算定の結果においても、一体型スマートメーターと比較して、コスト面で優位性がある。

〔一体型スマートメーター（10千円想定）とのコスト比較〕

- ・ ユニットメーターの耐用年数は20年以上（加速劣化試験結果30年以上を確認）を見込んでいることから、20年間の工事費で比較。
- ・ 一体型スマートメーターを採用した場合に比べて、20年間で 0.8千円/台のコスト低減が可能。



割引率（事業報酬率）2.9%、工費効率化7%で算出
四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

原子力発電所の定期検査については、法定周期（検査終了後13か月を超えない期間）毎の実施を基本としており、実施時期が夏季となる場合がある。今回の前提計画においては、平成25年7月から順次再稼働するものと想定し、その後の定期検査時期は、平成26、27年度の夏季ピーク時に重ならない予定。

また、火力発電所の定期検査・補修については、資機材の確保や作業員の手配等を考慮した工事量均平化の観点から夏季においても実施することがある。

しかしながら、今回の前提計画においては、年間で最も電力需要が大きく気温の影響による需要変動リスクが大きい夏季の電力供給に万全を期すため、これまで原子力発電所の停止によって高稼働となっている老朽火力発電所の設備状況を考慮し、火力発電所の定期検査・補修は、夏季を避けて計画。その結果、お客さまに協力いただいている節電分を電力需要想定に織り込んでいることもあり、平成26、27年度の夏季の年間最大電力に対する供給予備率は20%程度の水準。

前提計画において、夏季以外の季節については、10%台の予備率となっている時期もあることから、原価算定期間中の安定供給を維持するために年間を通してすべての発電設備が必要。

なお、実際の運用においては、今後の需給状況や原子力発電所の再稼働時期並びに火力発電所の運転状況等を見ながら、夏季に定期検査・補修を実施する場合がある。

〔自社火力電源の設備利用率〕 (%)

発電所	実績		推実	原価算定期間			
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
石炭	A	71	97	77	96	68	93
	B	84	83	83	91	78	78
	C	41	38	29	36	36	36
LNG	D	58	77	82	75	66	62
	E	38	68	85	65	52	41
石油	F	13	31	62	30	22	17
	G	14	36	61	31	21	20
	H	7	25	46	32	28	15
	I	-	-	23	14	10	3

〔石油火力の年間稼働時間〕 (時間)

発電所	機	実績		推実	原価算定期間		
		H22	H23	H24	H25	H26	H27
F	1号機	2,099	5,862	8,154	4,656	5,232	3,624
	2号機	1,899	4,188	7,965	5,664	3,216	3,480
G	1号機	1,722	4,526	7,833	3,998	2,064	1,584
	2号機	3,149	6,541	8,155	6,528	6,192	5,928
H	1号機	981	3,308	6,355	3,816	2,904	1,728
	2号機	1,407	5,361	7,809	6,625	7,152	3,936
I	2号機	-	-	4,621	3,240	1,992	552

I 発電所は、平成23年度末までに廃止予定（H21.10～停止中）であったが、原子力再稼働延期により平成24年6月より発電再開

原子力発電所については、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、更なる安全性・信頼性の向上を目指し、安全対策を実施中。

免震重要棟は、「免震構造で放射線管理機能を有する事故時の指揮所」として、平成27年度の設置を予定しており、現在、調査測量工事等（ボーリング調査等）を実施中。

なお、建設に係る工事費は、国の基準や過去の知見等を踏まえ検討した仕様等をもとに算定。

〔工事概要〕

	内 容
機 能	・ 免震構造で放射線管理機能を有する事故時の指揮所
構 造	・ 免震構造の鉄骨鉄筋コンクリート構造
設置場所	・ 玄海及び川内原子力発電所敷地内の津波の影響を受けない高台
工 期	・ 平成24年度（ボーリング調査開始）～ 27年度（目途）

〔免震重要棟（イメージ）〕



〔ボーリング調査〕



今回原価におけるレートベース不算入項目の前回改定時（平成20年度）の扱いは以下のとおり。
 また、今回原価においては、PR施設のうち、販売促進に係る施設はレートベースに算入していないものの、電力設備・エネルギーに関する理解促進を目的とする施設（展示館）は算入。

〔レートベース不算入項目の前回改定時の扱い〕

レートベース 不算入項目		前回改定時（H20）
特 定 固 定 資 産	厚生施設 (保養所・スポーツ施設等)	福利厚生の一環を担う施設として算入
	販売促進に係るPR施設 (イリス・eキッチンスタジオ等)	販売促進活動の拠点として算入
	書画骨董	今回と同様、不算入
建設中の資産		今回と同様、不算入

〔レートベースに算入しているPR施設(展示館)〕

施設名	
エネルギー全般	九州エネルギー館
原子力発電	玄海エネルギーパーク
	川内原子力発電所展示館
再生可能エネルギー等	天山発電所展示館
	八丁原発電所展示館
	小丸川発電所展示館ピノックパーク
	一ツ瀬発電所資料館
	野間岬ウインドパーク展示館
	山川発電所展示室

工事実施確定後（建設工事口）は平均帳簿価額の1/2を算入

従量電灯 B における段階別使用量ごとのお客さま口数・比率については、以下のとおり。

〔従量電灯 B における段階別使用量ごとのお客さま数（平成23年度実績）〕 （千口、％）

	口 数	比 率
第 1 段階のみ（0～120kWh）	1,286	24
第 2 段階まで（121～300kWh）	2,276	42
第 3 段階まで（301kWh～）	1,899	35
合 計	5,461	100

口数は各月の段階別お客さま数の年間合計を12か月で除したものの四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

需要抑制の深掘りによる短期的な電気料金への影響を検証。

発電所等の設備形成に係る固定費の削減は困難であるが、燃料単価の高い火力発電所の稼働抑制により燃料費が減少すると考えられる。

仮に、規制部門・自由化部門共に1%需要が抑制された場合、燃料費が減少するものの、販売電力量の減少により固定費単価が増加するため、規制部門の平均単価はわずかに増加。

(昼間(8~22時)の電力量が1%抑制された場合の燃料費削減効果の試算(規制部門))

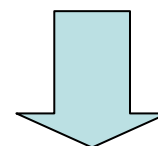
・ 更なる需要抑制の試算

$$\text{電力量} : 235 \text{億kWh}^1 \quad \times \quad 1\% \quad = \quad \text{約}2 \text{億kWh}$$

$$\text{原 価} : \text{約}2 \text{億kWh} \quad \times \quad \text{約}17 \text{円/kWh}^2 \quad = \quad \text{約}34 \text{億円}$$

1 規制部門の昼間(8~22時)電力量(3か年平均)

2 自社石油火力単価



	申請原価	更なる需要抑制	需要抑制反映後
原価 (A)	7,561億円	34億円	7,527億円
電力量 (B)	350億kWh	2億kWh	348億kWh
単価 (C) = (A)/(B)	21.59円/kWh		21.63円/kWh